

糸満市要配慮者支援計画

糸 満 市

令和 7 年 3 月

目次

第1章 総論

1 本計画の趣旨	1
2 位置づけ	1
3 要配慮者とは	2
4 避難行動要支援者とは	2
5 避難支援とは	2
6 避難支援等関係者とは	2
7 避難行動要支援者名簿とは	3
8 名簿情報とは	3
9 対象の災害と地域	3

第2章 避難行動要支援者情報の把握

1 避難行動要支援者名簿の情報収集について	3
2 関係機関の協力による情報の収集について	3
3 避難行動要支援者名簿の作成及び管理	3
4 避難行動要支援者の意思確認	4
5 避難行動要支援者名簿の共有範囲	4
6 個別避難計画の作成	4
7 情報の管理及び更新	4
8 名簿情報の漏えい防止措置	4

第3章 避難支援体制の構築

1 役割について	5
----------------	---

第4章 災害発生時の対応について

1 情報の伝達について	5
2 避難所への誘導及び安否確認	6

第5章 災害発生後の対応について

1 福祉避難所の指定	6
2 災害ボランティアセンター等との連携	6

第6章 災害に強い体制づくり

1 自身の自助	6
2 地域の共助	7
3 市の公助.....	7

第1章 総論

1 本計画の趣旨

わが国では、近年、平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震をはじめとする地震・津波や、平成 30 年の西日本豪雨や令和元年東日本台風をはじめとする集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が頻発している。

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、令和 3 年 5 月には避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者ごとの『個別避難計画』の作成が、市町村の努力義務に位置付けられた。

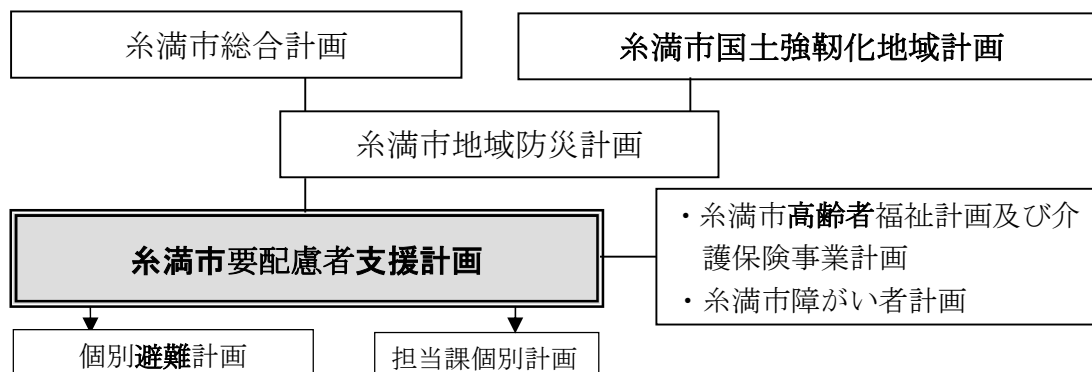
本市では、平成 27 年に「糸満市要配慮者支援計画」を策定し、これまで避難行動要支援者の登録や、行政・市民・地域関係団体の協働体制の構築に取り組んできた。

災害の発生時においては、公的な救助や支援が全ての被災者に迅速に行き届くことは難しく、地域住民などによる助け合いが必要不可欠となる。民生委員、地域のボランティア、自治会、自主防災組織といった近隣住民による、日頃からの見守りや支え合いの力を、地域の福祉事業所や企業、学校等と連携しながら広げていくことは、災害時における共助の防災体制や避難支援体制の構築にも繋がることから、より一層地域における日頃の交流や支え合いの地域づくりを推進していく必要がある。

本計画を通じて、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が相互に連携しながら、大規模災害時における避難行動要支援者の命を守る取組を推進していく。

2 位置づけ

本計画は、「糸満市総合計画」を上位とし、「糸満市地域防災計画」の避難行動要支援者対策を重点的に具体化したものであり、その下位計画と位置づけられ、「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」など、関連する各種計画との整合を図るものとする。



3 要配慮者とは

本計画では、要配慮者を「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々」と定義する。要配慮者には、高齢者、障がい者、難病患者のほか、乳幼児、妊産婦、日本語が分からない外国人などが該当する。

4. 避難行動要支援者とは

「要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々」と定義し、以下に掲げる類型とする。

(1) 高齢者等

①介護保険法に基づく要介護3以上の認定を受けている要介護者

(2) 障がい者等

①身体障害者手帳1級または2級を所持している者のうち、視覚、聴覚、肢体機能障害の者

②精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者

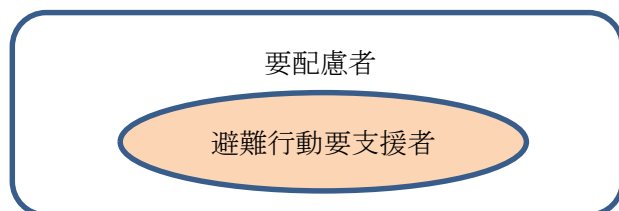
③療育手帳A1又はA2を所持している者

(3) 難病患者等

①特定疾患医療受給者票の交付を受け、重症患者の認定を受けている者

(4) その他避難行動に支援を必要とする者

(1)～(3)以外の者で本人及び家族などから要請があった者のうち、市長が支援を必要と認める者。



図：要配慮者と避難行動要支援者の関係図

5 避難支援とは

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置とする。

6 避難支援等関係者とは

消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

7. 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿とする。

8. 名簿情報とは

避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報とする。

9. 対象の災害と地域

対象とする災害は、台風を含む風水害及び震度5弱以上の地震災害とする。また、状況に応じ、これ以外の災害についても対応するものとする。対象の地域は市内全域とする。

第2章 避難行動要支援者情報の把握

1 避難行動要支援者名簿の情報収集について

市は、避難行動要支援者名簿を作成するため、災害対策基本法第49条の10第3項の規定により、関係部署が保有する次に掲げる台帳から避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 要介護認定台帳
- (3) 身体障害者に関する管理台帳
- (4) 知的障害者に関する管理台帳
- (5) 精神障害者に関する管理台帳
- (6) 市の関係部署において支援が必要な状況にあると判断しているもの

2 関係機関の協力による情報の収集について

市は、関係機関の協力で行う調査、情報提供等により避難行動要支援者の情報を収集することができる。また、収集した情報については、避難行動要支援者名簿情報として取り扱うこととする。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

市は、避難行動要支援者全体の名簿を作成する。

全体の名簿は、関係部局が各々作成し、管理を行い災害時に備える。また、外部に提供する名簿は、社会福祉課及び秘書防災課が情報を一元的に集約し、双方で保管・管理を行う。

4 避難行動要支援者の意思確認

名簿は、平常時から避難支援等関係者へ提供を行うため、避難支援等関係者との協定等の締結を推進する。

ただし、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要があると認める時は、避難支援等の実施に必要な限度で、協定等を締結していない避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者全体の名簿を提供することができる。

5 避難行動要支援者情報の共有範囲

名簿情報を共有する機関は市関係部局、糸満警察署、糸満市社会福祉協議会、自治会その他関係例規で定めるものとし、その際には原則として協定等を結ぶこととする。

6 個別避難計画の作成

避難行動要支援者が避難支援を希望した場合、避難行動要支援者に対して個別避難計画情報の提供に関する説明を行ったうえで、その者の避難支援等関係者の協力を得ながら作成を推進する。

市は、前述の作成にあたり、避難行動要支援者の基本的な属性のほか、災害時の避難場所、避難経路等が記載された個別避難計画を作成する。

7 情報の管理及び更新

市は、避難行動要支援者名簿を原則として年1回以上更新する。当該名簿情報を共有する避難支援等関係者は、新たな名簿情報を得た場合、旧名簿情報について市に返却又は適切に処分しなければならない。

市は、個別避難計画の変更届等があった場合には、その都度速やかに更新する。

8 名簿情報の漏えい防止措置

市は、名簿の共有に際し、避難支援等関係者が適正な管理を行うよう、次にあげるような適切な措置を講ずるよう求めることとする。

(1) 名簿の管理者を決め、管理者の管理のもとで名簿を利用する。

- (2) 名簿を施錠可能な場所で保管する。
- (3) 名簿の紛失、破損又は改ざんその他事故が起こらないよう防止する。
- (4) 名簿を複写しない。

また、守秘義務を確保するため、個人情報保護に関する取扱いを定めた誓約書等を提出させるものとする。

第3章 避難支援体制の構築

1 役割について

(1) 行政機関

平常時は、個別避難計画の作成を促進し、避難支援等関係者との情報共有を行うとともに、地域での見守りを依頼することで、円滑な対応が可能になるよう努める。

災害時は、関係部局で災害対策に従事し、避難情報の発令、災害状況の確認、避難所開設及び運営、避難状況の把握、避難誘導等を効果的に実行することで、避難行動要支援者にかかる被害を最小限に抑えるよう努める。

(2) 地域における支援体制

協定の締結により名簿情報を受領した自治会等は、安全な避難支援等が実施できるよう、日頃から地域において住民同士で話し合いを深めていくよう努める。

協定を締結した避難支援等関係機関は、避難支援について、避難行動要支援者の理解を得られるように、各地区の避難支援マニュアルを定め、関係者へこれを周知しておくものとする。

協定を締結した避難支援等関係者は、必要に応じ、災害時に避難支援を行う者を予め定めておくよう努める。

※避難支援は、あくまで避難行動要支援者の避難状況の把握や安否確認及び避難誘導にかかる補助を行う業務であるため、避難支援を行う者は自身や家族の生命及び身体の安全を守ることを優先する。

第4章 災害発生時の対応について

1 情報の伝達について

市は、防災行政無線やSNS、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ等により、避難が必要な地域に対し避難情報を伝えるものとする。また、要配慮者の中には視覚、聴覚に障がいのある者もいることから、点字や手話、フ

アクションミリ等を活用するなど、的確な情報伝達に努めなければならない。

2 避難所への誘導及び安否確認

市は、平常時より、円滑な避難誘導や安否確認が行える体制構築のため、関係部署にて個別避難計画を作成するとともに、避難支援等関係者の見守り活動との協力の下、避難先や避難経路の確保、避難に必要な移動用具の有無の確認等に取り組むものとする。

第5章 災害発生後の対応について

1 福祉避難所の指定

要配慮者が避難生活を送るためには、通常の避難施設では困難となる場合がある。例えばバリアフリーに対応した福祉センターや高齢者施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として確保することを目的として、市はそれらの施設の管理者等との協定締結に努める。

災害時には、要配慮者本人の身体状況や家族等の対応状況などにに基づき、福祉避難所を割り振ることが必要となる。そのため、市は、それぞれの避難所の機能に基づき対応できる専門職員（社会福祉士・保健師等）の人員確保や用具・機材の確保に努めなければならない。

なお、福祉避難所の設置又は福祉避難所への移送が困難な場合、市は、一般避難所において要配慮者が落ち着いて避難生活が遅れるようなスペースを確保するように努める。

2 災害ボランティアセンター等との連携

福祉避難所での要配慮者への対応は、市職員だけでは困難であるため、市は、福祉避難所施設の管理者の協力を仰ぐほか、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター等との連絡調整を図り、避難所の機能や特性に応じて、災害ボランティアの派遣が出来るよう調整するものとする。

第6章 災害に強い体制づくり

1 自身の自助

要配慮者にかかる災害時の、避難をすべて避難支援等関係者に任せてはならない。要配慮者自身及びその家族等は、「自分（家族）の身は自分（家族）で守る」（自助）」の心構えを、普段より持つ必要がある。平時から避難支援等関係者とのつながりを深め、避難場所や避難場所までの経路、避難方法を考えてお

くことが望ましい。

難病患者等で、人工呼吸器を使用している場合には、電源供給が停止した場合を想定し、非常用電源による電気の供給が可能な施設等の情報を把握しておくことが望ましい。

また、避難を安全に行うため、個別避難計画作成に積極的に手を挙げ、避難支援等関係者とのつながりを多く持ち、その信頼関係を築くよう努めていくことが望ましい。

2 地域の共助

要配慮者を支援する上で、民生委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の地域に根差した団体や組織の力が重要である。「地域の支えあい」（共助）を活かし、日頃より近所づきあいの中から得られる信頼関係を活用し、見守りや声かけ等、インフォーマルな方法を含めた支援方法を充実させていくことが望ましい。

3 市の公助

市は、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報を避難支援等関係者と共有するとともに、個別避難計画の作成を推進しながら、地域が主体となった見守り活動が出来るよう支援する。また、避難行動要支援者名簿に掲載されていない要配慮者に対しても可能な限り状況の把握に努め、個別避難計画等の作成ニーズがあれば、その対応に努める。

災害時に要配慮者の支援を円滑に実施するため、市は、民生委員、社会福祉協議会や自治会等を構成員とする地域避難行動要支援ネットワークを構築する。なお、要配慮者の支援は自助・共助の考えが重要であることから、市は、要配慮者自身や各地域が主体となり地域主導で無理のない活動が行えるよう支援する。